

1 議事日程(初日)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年11月30日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第53号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について |
| 日程第5 | 議案第54号 市道路線の認定について |
| 日程第6 | 議案第55号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第56号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第57号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第58号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第59号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第60号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第61号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第62号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第63号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第64号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第65号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第66号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第67号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第68号 太宰府展示館の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第69号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第70号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第71号 太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第72号 太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第73号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第27 | 議案第76号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第28 | 議案第77号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について |

日程第29 議案第78号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第30 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小島真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 橋本健 | 議員 |
| 11番 | 不老光幸 | 議員 | 12番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 13番 | 門田直樹 | 議員 | 14番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 大田勝義 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

| | | | | | |
|----|------|----|-----|-----|----|
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 橋本健 | 議員 |
|----|------|----|-----|-----|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

| | | | |
|------------------|------|----------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 地域づくり 担当部長 | 今泉憲治 | 市民生活部長 | 古川芳文 |
| 健康福祉部長 | 井上和雄 | 建設経済部長 | 神原稔 |
| 会計管理者併 上下水道部長 | 三笠哲生 | 教育部長 | 齋藤廣之 |
| 総務課長 | 古野洋敏 | 経営企画課長 | 石田宏二 |
| 市民課長 | 原野敏彦 | 福祉課長 | 宮原仁 |
| 都市整備課長 | 今村巧児 | 上下水道課長 | 松本芳生 |
| 教務課長 | 木村裕子 | 監査委員事務局長 | 関啓子 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 田中利雄 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記 | 白石康子 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成23年太宰府市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

9番、後藤邦晴議員

10番、橋本 健議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大田勝義議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

なお、会期内日程につきましては、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大田勝義議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第4、議案第53号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」及び日程第5、議案第54号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には年の瀬を控え、公私とも大変ご多用中にもかかわらずご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年、私が4月に市長選挙におきまして、市民の皆様の多くのご支援を賜り再び市長に選任をいただき、2期目の4年間市政を担当させていただくこととなった最初の年でございますけれども、太宰府7万市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力により「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、第五次総合計画及び選挙公約の実現に向け、一步ずつでございますけれども、着実に進んでおりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、市民の皆様にお約束をいたしました選挙公約（マニフェスト）につきましましては、向こう4年間の最重要施策と位置づけまして、取り組みを始めたばかりでございますけれども、今年一年を振り返り、幾つかをご報告をさせていただきます。

まず、「安全で安心して暮らせるまち」についてでございますけれども、今年も甚大な被害がありました3月の東日本大震災を初め9月の台風12号による近畿地方の豪雨災害など、全国各地でさまざまな災害が発生をいたしました。幸いにして、太宰府市では大きな災害もない1年でございますけれども、3月には最新の「高機能消防指令システム」を整備した太宰府消防署が完成をし、太宰府・筑紫野17万市民の生命と財産をあらゆる災害から守る体制づくりの一つができたと思っております。また、災害時の避難場所として、民間施設の所有者に対しまして、必要に応じて周辺住民のための避難場所として使用させていただけるようお願いをし、協定書を締結し、さらに今年24日には大規模災害時の応援に関する協定を国土交通省九州地方整備局と締結をいたしました。今後も、市民、事業者など、皆様のご協力を仰ぎながら、これまで以上にしっかりとした防災体制を築いていきたいと思っております。

次に、「住みやすいまちづくりの推進」についてでございますが、地域交通が整備されたまちづくりの一つといたしまして、市営無料駐輪場として設置をいたしましたJR都府楼

南駅前自転車駐輪場を、周辺地域の交通安全の確保を図るために、民間の持つノウハウを生かしまして運営管理を行いますために民営化をし、使用料の有料化をいたしました。周辺道路につきましては、路上駐輪防止のために「自転車等放置禁止区域」を指定をし、歩行者の安全確保を図ったところでございます。

また、市民参画のまちづくりといたしまして、自治の基本となる仕組みを定める、仮称でございますけれども、「太宰府市自治基本条例」の策定に向けまして、取り組みを開始をいたしました。現在は、条例に関する基本的な内容等必要な事項につきまして審議を行う「自治基本条例審議会」を開催するとともに、幅広く市民の皆様方の意見を取り入れるよう議論・検討を行う「まちづくり市民会議」を今後開催してまいります。

次に、「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」にすることについてですが、太宰府市は豊かな自然と千数百年という悠久の歴史が織りなしました数多くの歴史的文化遺産が今に引き継がれております。その文化遺産を見守る・保護する・育成するために「市民遺産活用推進計画」を策定いたしましたところですが、文化遺産を市民の皆さんとともに育成する取り組みといたしまして「太宰府市民遺産」を創設をいたしました。去る11月20日には、昨年認定をいたしました4件に続きまして、「万葉集つくし歌壇」と「太宰府における時の記念日の行事」を新たに認定したところでございます。これからはぐくんでまいりたいと、このように思っております。

次に、「観光基盤の整備・充実について」でございますけれども、近年アジアにおけるクルーズ市場が拡大し、中国から博多港へのクルーズ船の寄港が急増をいたしております。福岡市を日本におけるクルーズ船の拠点港と位置づけ、アジアからの観光客を誘致し、観光客の受け入れ態勢強化を図りますために、9月末に福岡市と共同で「地域活性化総合特区」の申請を行ったところでございます。規制緩和並びに財政支援をお願いしたところでございます。12月中旬ごろには採択の結果が出る予定となっております。

平成23年度は、第五次総合計画の初年度であり、取り組み途中の施策や、これからの施策など課題も数多く残っておりますけれども、市民の皆様の幸せと、生まれ育った我が愛する「ふるさと太宰府」の限りない発展を願い、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢とし、「継続は力！」「確かな一歩！」「更なる前進！」をスローガンに誠心誠意、全精力を傾注してまいります。

来年も、市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力をいただきながら、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、私自身先頭に立ち、全職員の英知を結集し邁進していく所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号及び議案第54号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第53号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」ご説明を申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様方のご協力とご理解によりまして着実に進んでおるところでございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買収いたします土地につきましては、18筆、面積2万5,819㎡、買収金額4,905万6,100円であります。詳細につきましては、財産（太宰府市緑地保護地区内）の取得一覧表をご参照ください。

次に、議案第54号「市道路線の認定について」のご説明を申し上げます。

今回、認定を提案しております松本6号線につきましては、開発により帰属を受けた路線でございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第21まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第6、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第21、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第55号から議案第70号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府市立太宰府史跡水辺公園につきましては、シンコースポーツ株式会社九州支店が平成24年度から3カ年にわたり候補者として選定をされましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補

者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成24年度から2カ年にわたり、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第57号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第65号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までは、太宰府市立共同利用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各共同利用施設の所在地の自治会を平成24年度から2年間にわたり太宰府市立共同利用施設の指定管理者の候補者として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」から議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、太宰府市民図書館、文化ふれあい館及び女性センタールミナスについて財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、大宰府展示館については財団法人古都大宰府保存協会を、太宰府市立老人福祉センターについては社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成24年度から2カ年にわたり指定管理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22から日程第25まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第22、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」から日程第25、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第71号から議案第74号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」ご説明を申し上げます。

従来のスポーツ振興法にかわるスポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことに伴い、これまでのスポーツ振興審議会条例の全部を改正し新たにスポーツ推進審議会条例として制定する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

従来のスポーツ振興法にかわるスポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことに伴い、改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために平成15年5月23日に条例の施行を行っております。

収入は、8年間で約4億3,000万円の自主財源が確保できまして、太宰府市にとって魅力あるまちづくりのための貴重な財源となっております。

来年5月に条例が9年の適用期間を迎えるに当たり、見直しの時期に当たることから、本年9月から4回にわたり、太宰府市税制審議会を開催をいたしました。

会議の中で、太宰府古都・みらい基金についての経過報告等もなされておりましたけれども、11月8日の第4回太宰府市税制審議会におきまして、一定の効果があつたこと、収入実績及び将来の持続性の観点から、確実なものとしてとらえることができたことから、歴史と文化の環境税は現行どおり継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの答申をいただきました。

太宰府市といたしましても、この答申を踏まえ、3年継続の意向を十分に尊重いたしまして、本税の適用期間を、さらに3年延期するものでございます。

次に、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に交付、施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26から日程第28まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第26、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第28、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第75号から議案第77号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億5,035万円を追加をし、予算総額を217億390万8,000円をお願いをするものでございます。

主なものといたしましては、市制施行30周年記念式典準備のための費用、観光客向け有料駐車場の駐車状況や観光情報などを掲示する電子掲示板の整備費、地域支え合い体制づくり事業としてNPO法人が実施する高齢者などの買い物困難者の生活を支援するための事業費、市営土木費の追加、市内全中学校の音楽室の空調機設置工事費、新年度に向けて小・中学校の学級増に対応するための費用、その他福祉タクシー委託料や障がい者の介護・訓練等給付費などの扶助費の不足分を追加をさせていただいております。

また、あわせまして文化ふれあい館などの市内の公共施設の指定管理料など、債務負担行為の追加6件、特別支援教室間仕切り整備などの繰越明許費2件、地域狭隘道路整備事業に係る土地開発関係事業債の追加について補正をさせていただいております。

次に、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億3,796万7,000円を追加し、予算総額を74億8,324万9,000円をお願いするものでございます。

歳出につきましては、医療費の増加に伴います保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金などの増額。また、平成22年度に国、県から交付されました療養給付費等の交付額が確定をいたしましたことから、その精算返還金が主なものでございます。

歳入につきましては、医療費の増加に伴います療養給付費交付金、財政調整交付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1,474万8,000円を追加し、予算総額を39億5,535万2,000円をお願いするものでございます。

歳出の内容といたしましては、平成22年度保険給付費が確定をしたことによる返還金でございます。

歳入の主なものは、繰越金でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第78号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第29、議案第78号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第78号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

まず、今回の給与に関する条例の改正を行うに当たりまして、人事院においては3月に発生いたしました東日本大震災の影響を受け、2カ月近く遅れて勧告がなされることとなりました。勧告の内容は、月例給で民間給与実態調査における公務と民間の給与比較におきまして、昨年同様、月例給で公務が民間を上回っていますことから、俸給表の引き下げ改定を行うとされたものでございます。また、特別給に当たります期末あるいは勤勉手当は、東日本大震災により被災をした、岩手県、宮城県、福島県の3県について調査をしていない中で、改定を行うべきとの判断に至らず、改定を見送る勧告となっております。

太宰府市におきましては、これまで同様、人事院勧告に準じましてマイナス較差を解消するために給料表を改定するとともに、あわせて4月からの較差相当分を12月の期末手当で調整し、減額するものでございます。

なお、再任用職員につきましても、同様の改定を行います。

また、あわせて人事院規則の改正に伴う関連条項の字句を整理をいたしております。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 市長から、今、提案理由の説明もございましたが、この部分の議案につきましてはおとし、昨年の2カ年の実施の部分と今年度は私は事情がちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。その一つが、政府が人事院勧告の、まず人事院から勧告が出て、それを受け入れて行われたというのが過去2カ年の状況だったと思いますが、今年度に関しましては国家公務員の給与を7.8%引き下げるといふ法案を準備しているという関連で政府が人事院勧告の受け入れを拒否しておりますが、そういった状況で、この引き下げの部分の提案をされるということに関しまして、その根拠として成立しているのかということが疑問に私は感じますが、その点についてのご認識を1点伺いたいと思います。

それと、2点目としまして、職員組合との合意はとれておるのか、この2点、まず伺います。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ご質問にお答えいたします。

1点目でございますけども、政府がこの人事院勧告を実施していない、国家公務員について実施していないということでございます。ただ、政府のほうは特例法案としての震災に対する財源といたしまして国家公務員の給与を7から8%引き下げる法案というのを今出して、国会のほうで論議されております。その中に、この人事院勧告の分の金額的なものも包含しているというような理解でされておるようでございますが、人事院としては公務員の労働基本権の代償として、この勧告を毎年勧告をされております。だから、勧告そのものは有効にされておるといふ認識でおります。そのことに基づきまして、私どもは毎年人事院のこの勧告に準じて改定を行っておりますので、今年も勧告を尊重いたしまして実施したいということで、職員組合のほうとも協議を行い、職員組合との合意に至って今回の条例案の提出をさせていただいておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） じゃ、今の部長の認識で答弁いただきましたけども、ただ今回福岡県下でも、この人事院勧告の実施がそういった状況の中で給与引き下げを見送る自治体も実際に出ていると思います。例えば市議会にもよく財政規模の比較の際に用いられます、あの類似団体というような、そういった自治体のところでよく比較の部分も説明されたりしますけども、全国的にも実施するところ、実施しないところというふうに分かれていくのではないかと思います。その点についての不均衡が発生してしまうんじゃないかということを考えるんですが、そういった点についてのご認識を伺いたいと思います。

また、今回のこの議案の対応におきまして発生する不用額があると思います、一般会計、各特別会計、企業会計と。総額で構いませんので、どのくらいの不用額が当初予算から発生する

のか、お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1点目でございますが、他団体ということで、1つは類似団体、全国的には類似団体というのがございますけれども、県内で類似団体というのは1つほどしかございません。あるいは、この近隣でいろいろと話、協議等を行いましたけれども、この筑紫地区におきましてはどこもこの人事院勧告に準拠して実施したということで、先日もよその市のほうでは議会議決をいただいておりますような状況でございます。全国的に見ても実施しないところはあるかとは思いますが、ただそれはなかなかこのやり方等がまだまだ、国が準則等を出さない状況の中で難しいところもあるので、ちょっと足踏みしているというようなことで理解をいたしております。いずれ、この人事院勧告等に基づいた措置は各団体、地方自治体におきましては各団体、措置をしてくるものだというふうに考えておるところでございます。

また、次の質問でございますが、今回の引き下げで発生するという、この給与関係の減額については人件費は約600万円ということで減額になるという推測、予定をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 最後に、その関連する動きといたしまして伺いますが、先ほど少し触れましたけれども、今政府が準備しております国家公務員の給与を平均7.8%削減する給与引き下げ法案への関連ですけれども、この7.8%の削減の部分だけ先行実施して今の臨時国会に提出するというような動きも見せておりますが、これ当初民主党政権の中では地方公務員の給与には波及をさせないということを言っておりましたが、地方公務員にも関連する内容として、地方交付税の人件費分を同じような7.8%の率でカットするというような内容も検討されているというふうに聞き及んでおります。仮に実施された場合ですね、太宰府市にどのぐらいの影響があるのか、具体的なその交付税の金額がどのぐらい減るのかというのを現段階で試算、あるいはこの動きに対する対応をどのようにとらえておるのか、現状をお聞かせいただきまして、この議案に対する質疑を終わります。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、ご質問いただきましたように、この給与関連法案は国家公務員を対象として地方公務員には及ばないということで論議はされております。ただ、そういう論議の中で新聞報道等情報の中では、交付税も含めて地方公務員も同じような形での削減も求めるといったようなことも記事としては出てまいり、情報としては出てまいってきておりますので注視をしておりますが、果たしてそのやり方等については全然それ以降の情報がない中で非常に私も地方のほうも困惑しているようなのが実情でございます。交付税等を反映するとしてもどういった反映の仕方があるのか、財政需要額の中を削っていくのか、あるいは最終的に計算された交付税そのものから金額を減額するのか、そういうことによってもそれぞれ市町村の影響は非常に大きなものがございますので、今後とも情報を注視しながら把握に努めたいというふう

に考えておるところでございまして、今ご質問いただきましたように7.8%削減された場合、大ざっぱに計算いたしまして毎月の給料でありますとか、地域手当等、管理職手当等、そういう反映するものを含めまして、今、毎月大体1,000万円、1,020万円ほどが一月当たり減額になるのではないかと、そして年間を通せば給与関係だけで1億2,000万円、2,200万円ほどが減額になっていくだろうというふうを考えております。それに付随して共済組合の負担金でありますとか、いろんなもろもろのはね返り分がございまして、そういうのは詳細に、またやり方を見て計算をしたいと思っておりますが、現時点でわかりやすい計算でいくと一月当たり1,020万円ほどが減額になっていくというふうに見込んでおるところでございまして。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 議案第78号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、私は次の2点から提案の条例に反対をいたします。

1点目は、まず過去2年間の給与引き下げは、公務員給与を決定する根幹であります人事院勧告が政府にされ、政府もこれを受け入れた上で対応されましたが、今回の給与引き下げにしましては、政府が人事院勧告の受け入れを拒否し、人事院の総裁からも憲法違反だというような声が出されている今の正常な状況とは言いがたい中で行われており、実際に福岡県下でも自治体によっては分かれている状況が1つであります。

2つ目に、復興財源の捻出の必要性は私も否定いたしません。しかし、公務員給与の削減の前に復興財源の確保を政府が努力を行っている状況とは言えないと思います。例えば、証券優遇税制の延長をやめれば新たに1.7兆円の財源が生み出せますが、この証券優遇税制については昨日の参議院予算委員会で日本共産党の大門議員の質問に対して野田首相がこれ以上の延長はしないと明言しておりますが、これは本来であれば3月末の段階で延長を廃止できた段階であります。また、原発被害からの復旧にも、破綻した核燃料サイクル計画などへの税金投入の見直しなど、原発埋蔵金の活用が検討すべきであると考えられていますが、政府の動きとしてそれらが見えてまいりません。

3年連続の給与引き下げは、地域経済のみならず、日本経済全体にも及ぼす悪影響を引き起こし、結果、さらに民間の職場の給与が引き下げられるという形になります。

私は、以上の理由から本条例には反対を表明いたします。また、同会派であります2番神武議員も同様に反対であるということを申し上げまして、反対討論を終わります。

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

○議長（大田勝義議員） 日程第30、発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

提出者は門田、賛成者は、渡邊議員、長谷川議員、藤井議員、上議員、神武議員です。

携帯電話の急速な普及発展に伴い、全国各地で中継基地局の建設をめぐり、電磁波による健康被害を懸念する近隣住民と事業者との間で紛争が起きています。本市におきましても、至るところで説明を求める住民と建設を急ぐ事業者が対立し、何度も紛争が起きています。また、一部では、行政、地域、学校を巻き込んで紛争が続いているところもあり、何らかの対応が急がれます。

このような実態を踏まえ、議員有志による私的会合ではありますが、携帯電話基地局問題研究会を立ち上げ、7月から5回にわたり、電磁波が人体に与える影響、国の基準、海外での規制状況及び国内各地における条例や要綱について調査研究を行ってまいりました。

また、会合では、過去の一般質問に対する市の回答を精査するとともに、昨年12月に清水章一議員を紹介議員として提出された「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」が議員大多数の賛成により採択されたことを重視し、請願の内容を慎重に確認しました。

請願の趣旨は、1、条例を制定すること、2、教育施設に配慮すること、3、設置、改造を行うときは説明会を実施すること、4、既設の基地局のうち児童関連施設の周辺にあるものについては事業者は保護者と話し合い誠実な対応をすることの4点であります。

また、採決に先立って行われた討論では、今でも新設の動きはいろんなところで起きており、一定のルールづくりがぜひ必要である、また関係者の要望等があれば話し合いの場を設置していただきたい、あるいは条例等の検討に入っていただきたいなどの賛成討論がありました。

た。

これらのことを踏まえ、携帯電話中継基地局の設置等に係る紛争の防止に関しては、条例の制定によるルールづくりが必要であるとの結論に達し、本定例会に提案いたしましたところであります。

しかしながら、発議に至る過程、手続におきまして、議員各位あるいは各会派に対し、内容の周知、意見の調整が万全でなかったことは遺憾であり、おわびいたします。

条例の中身につきましては、お手元に配付いたしておりますとおりでありますが、この条例の目的としましては、第1条にあるとおり、基地局の設置、改造及び管理に係る紛争の防止を目的とするもので、基地局の新設や改造を妨げたり、事業者の経済活動を停止させるものではありません。また、現時点における国の方針のもとでは電磁波における健康被害の観点を盛り込むことは困難と判断し、あくまで紛争防止を視点としております。

ご案内のとおり、本市執行部におかれましては、太宰府市携帯電話基地局設置に係る住民紛争等の防止に向けた実施方針を策定されました。その内容は、基本的には今回提案いたしました本条例と方向を一にするものと推察されます。しかしながら、同実施方針においては、市や事業者がその責務を果たしていくための具体的な手続や結果に対する責任等の記述がなく、紛争を防止するものとしては不十分であります。

以上のような経緯、理由によりまして本条例案を発議いたしました。

基地局建設をめぐっては、過去の事例であっても、いまだ禍根を残しているものもあります。第3世代、第4世代携帯電話の普及に向け、本市におきましても紛争のおそれがあります高まってくると懸念されます。私たち市議会議員は、地域のトラブルでは相談を受けることが多いと思います。基地局問題もその一つです。事業者は法を守って建設をしているのですから、極端に言えば説明会をしてもしなくても自由です。周辺住民は法律も条例もないところで大変な思いをしています。我々がいざ相談を受けて行動するとき、頼りとするのは市の条例です。基地局の問題は、一人一人の議員に明日降りかかってくるかもしれません。この条例は、問題を解決するための大事な道具であり、その実施は火急の案件であります。

最後に、議員各位のご理解と、何とぞ今定例会での可決をお願いいたしまして、説明とします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月5日午前10時から再開いたします。

これもちまして散会いたします。

散会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~